

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 役務取引許可の対象</p> <p>(1) <u>許可を受けなければならない取引の範囲</u>  <u>外為法第25条第1項第一号で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の中欄に掲げる技術(プログラムを含む。以下「特定技術」という。)を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引(電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為は含まない。)をいう。</u></p> <p>(2) <u>用語の解釈</u>  <u>外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>技術データとは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラムをいう。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 役務取引許可の対象</p> <p>(1) <u>特定技術の範囲</u>  <u>外為法第25条で規定されている特定技術とは、外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の中欄に掲げる技術(プログラムを含む。)をいう。</u></p> <p>(2) <u>用語の解釈</u>  <u>外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものであって、有形媒体に記述されたものをいう。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>技術データとは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、プログラム、青写真、計画、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるものをいう。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>公知の技術とは、既に公開されている技術であって、更に多くの者が何ら制限を受けることなく利用可能なものをいう。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ <u>必要最小限の使用技術とは、貨物又はプログラムの使用に係る技術のうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものをいう。</u></p>

(3) (略)

## 2 役務取引の許可

(1) (略)

(2) 役務取引の許可の申請は、貿易外省令第1条第1項第三号に規定する役務取引許可申請書(貿易外省令別紙様式第3)に別紙3に掲げる書類を添付して行うものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に係る役務取引の許可

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引で

シ 必要最小限対象外品目とは、貨物の輸出に伴う必要最小限の技術提供についても役務取引の許可申請が必要な特定の種類の貨物であって、別紙2に掲げるものをいう。

ス 暗号機能プログラムとは、プログラムであって、次に掲げるものをいう。

(ア) 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号八に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第3号若しくは第6号又は第2項第2号若しくは第3号に該当するもの

(イ) 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第6号から第9号までのいずれかに該当するもの

(ウ) 輸出令別表第1の9の項(7)から(11)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第9号から第13号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第21条第1項第7号、第9号、第10号又は第14号に該当するもの

セ 対称アルゴリズムとは、暗号化と複合化の両方に同一の鍵を使用するアルゴリズムをいう。

(3) (略)

## 2 技術提供取引の許可

(1) (略)

(2) 役務取引の許可の申請は、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第1条第1項第三号に規定する役務取引許可申請書(貿易外省令別紙様式第3)に別紙3に掲げる書類を添付して行うものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に係る技術提供取引の許可

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6

あって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注3）のに定める「はの 地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域（イランを除く。）において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。

日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注3）のに定める「はの 地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域（イランを除く。）において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。

### 3 許可を要しない技術提供取引

役務取引のうち、外為令第17条第4項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものは、貿易外省令第9条第1項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

（1）公知の技術（プログラムを除く。）その他不特定多数の者が自由に入手できる情報であって、次に掲げるものを提供する取引

ア 新聞、書籍、雑誌、カタログ等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術データ（取扱説明書、保守マニュアル等特定の製品の購入に際して添付されている情報は公知の技術には該当しない）

イ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術データ

ウ 図書館、工場の見学コース、講演会、展示会その他で不特定多数の者が閲覧又は聴講可能な技術データ又は技術支援

エ 学会発表用の原稿、製品発表会での配布資料、雑誌への投稿等公知とするための技術データ

オ 電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が自由に入手可能とするための技術データであって、（4）のイ又はオのいずれかに該当するようにするためのプログラム

（2）基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

（3）必要最小限の使用技術（プログラムを除く。）を提供する取引であって、次に掲げるもの

ア 輸出令別表第1に該当する貨物（必要最小限対象外品目を除く。）の輸出の一環として提供される技術であって、当該貨物の使用に係るもののうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引であって、当該貨物の輸出の許可等を受けた日以降当該貨物の船積み時から3年以内（輸出令第4条第1項の規定に基づき輸出する場合は、当該貨物の船積み時から3年以内）に行われるもの。ただし、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

（ア）当該貨物の性能、特性等が当初提供したものよりも向上

するもの

(イ) 修理技術であって、その内容が製造技術と同等のもの（新装に等しい大修理となるもの）

(ウ) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に必要な技術が含まれるもの

イ 輸出令別表第1に該当しない貨物の輸出の一環として提供される技術であって、当該貨物の使用に係るもののうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引。ただし、保守若しくは修理に係る技術であって、アの(ア)、(イ)若しくは(ウ)に該当するもの又は必要最小限対象外品目の使用に係る技術に該当するものを除く。

ウ プログラムの提供の一環として提供される技術であって、当該プログラムの使用に係るもののうち、操作、インストール、保守又は修理に必要な最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は需要者に対して提供する取引。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(ア) 当該プログラムの性能、特性等が当初提供したものよりも向上するもの

(イ) 修理技術であって、その内容が製造技術と同等のもの

(ウ) 外為令別表の中欄に掲げる技術であって、貨物の設計又は製造に必要な技術が含まれるもの

(エ) 必要最小限対象外品目の使用に係る技術に該当するもの

(4) プログラムであって、次に掲げるものを提供する取引（ただし、ア、ウ又はカに該当する場合であっても、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供する取引にあっては、貿易外省令第9条第1項第4号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。）

ア 販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売されるものであって、その使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙2の2、3、4、5又は6に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）

イ プログラムが公知の技術になっているもの

ウ 暗号機能等プログラムであって、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当するもの

(ア) 販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出

- 力装置（電話を含む。）による注文により、販売されるもの  
 (イ) 暗号機能が使用者によって変更できないもの  
 (ウ) プログラムの使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの
- エ 使用者に対し何らの制限無く無償で提供されるものであって、その使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙2の2、3、4、5又は6に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）
- オ 暗号機能等プログラムであって、次の（ア）から（ウ）までのすべてに該当するもの  
 （ア）使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの  
 （イ）暗号機能が使用者によって変更できないもの  
 （ウ）プログラムの使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの
- カ 外為令別表の8の項（2）に該当するプログラムのみであって、貨物等省令第7条第3号八のみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の1から15までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないもの。
- キ 輸出令別表第一に該当する貨物（必要最小限対象外品目を除く。）と同時に提供されるプログラムであって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの  
 （ア）当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの  
 （イ）当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないもの
- （5）役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、その許可を受けた日（個別許可を取得して提供する場合は許可日。包括許可を適用して提供する場合はその提供日。）以降3年を超えない日までに許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラム

別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解	釈
---------	---------------	---	---

別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解	釈
---------	---------------	---	---

2	(略)	(略)
	貨物等省令第15条第2項中のプログラム	貨物等省令第15条第2項に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により貨物等省令第1条第十四号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。
	(略)	(略)
3 ~ 5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	貨物等省令第18条第3項第一号中のプログラム	貨物等省令第5条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)
	貨物等省令第20条第1項中のプログラム	貨物等省令第7条第三号八のみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の1から15までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないものを含まない。

2	(略)	(略)
	省令第15条第2項中のプログラム	省令第15条第2項に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により省令第1条第十四号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。
	(略)	(略)
3 ~ 5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	省令第18条第3項第一号中のプログラム	省令第5条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)

	貨物等省令第20条第1項第七号中の設計したプログラム	(略)
	(略)	(略)
9 ~ 14	(略)	(略)
15	実時間処理	<u>電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわらず、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。</u>
16	(略)	

別紙2 削除

	貨物等省令第20条第2項第二号中の設計したプログラム	(略)
	(略)	(略)
9 ~ 14	(略)	(略)
15	実時間処理	8の「実時間処理」の解釈に同じ
16	(略)	

別紙2

- 1 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物
- 2 輸出令別表第1の2の項(1)から(3)までのいずれか、(5)、(7)又は(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号から第3号までのいずれか、第5号、第7号又は第10号の2又は第10号の3に定める仕様に該当するもの
- 3 輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号イに定める仕様に該当するもの
- 4 輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第6号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)に定める仕様に該当するもの
- 5 輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに定める仕様に該当するもの
- 6 輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに定める仕様に該当するもの
- 7 輸出令別表第1の5の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号に定める仕様に該当するもの
- 8 輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号八(一)又は二に定める仕様に該当するもの
- 9 輸出令別表第1の11の項(1)に掲げる貨物であって、貨物

- 等省令第10条第1号に定める仕様に該当するもの
- 10 輸出令別表第1の11の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第2号に定める仕様に該当するもの
- 11 輸出令別表第1の11の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号及び第3の2号に定める仕様に該当するもの
- 12 輸出令別表第1の11の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第4号イに定める仕様に該当するもの
- 13 輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号又は3号に定める仕様に該当するもの
- 14 輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ若しくはハ、第9号ホ、ヘ、ト、チ若しくはリ又は第10号イ、ロ、ハ、ニ、ホ若しくはトに定める仕様に該当するもの
- 15 輸出令別表第1の12の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号に定める仕様に該当するもの
- 16 輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に定める仕様に該当するもの
- 17 輸出令別表第1の13の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号ハに定める仕様に該当するもの
- 18 輸出令別表第1の13の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第4号又は10号イ、ロ若しくはハに定める仕様に該当するもの
- 19 輸出令別表第1の13の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号、6号、7号、8号、9号又は10号ニに定める仕様に該当するもの
- 20 輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号から19号までのいずれかに定める仕様に該当するもの
- 21 輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物
- 22 輸出令別表第1の15の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に定める仕様に該当するもの
- 23 輸出令別表第1の15の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に定める仕様に該当するもの
- 24 輸出令別表第1の15の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に定める仕様に該当するもの

別紙2 - 2 (略)

別紙3 (略)

別紙2 - 2 (略)

別紙3 (略)

別紙 4 (略)

別紙 4 (略)